




自転車保険の加入義務化の概要

■義務化の対象

京都市内・京都府内において、**自転車を利用する全ての方**（自転車利用者[※]、事業者、レンタサイクル事業者）が義務化の対象です。 ※京都府民ではない方も、府内において自転車を利用する場合は、対象となります。

【義務化される自転車保険とは】

自転車事故により他人にケガをさせた場合に補償する「損害賠償保険」(共済含む)です。損害賠償保険には、例えば、自動車保険や火災保険の特約、クレジットカードの付帯保険、共済、自転車の点検整備に保険が含まれるTSマークなどの多種多様な保険があり、自転車事故を補償するいずれの損害賠償保険も対象となります。

自転車利用者	業務で自転車を利用させる事業者	レンタサイクル事業者 (無料で貸し出す事業者含む)
平成30年4月1日から	平成29年10月1日から	平成29年10月1日から
 義務化	 義務化	 義務化
個人賠償責任保険等	施設賠償責任保険等 ^{※1, ※2}	
利用者各人やその家族(子どもも含め全ての人)が、日常生活 [※] で自転車を利用して、他人にケガや損害を与えた場合に補償する保険等への加入	従業員が業務のために自転車を利用して、他人にケガや損害を与えた場合に補償する保険等への加入	従業員や借主が自転車を利用して、他人にケガや損害を与えた場合に補償する保険等への加入。 借主に対し、加入している保険等の情報提供
<small>※業務中の事故については対象外</small>	<small>※1 業務中の事故については個人賠償責任保険の対象外 ※2 施設(モノ)や仕事の遂行に起因する偶然な事故を補償する保険。 事業者の自転車も施設に当てはまる。</small>	

■実効性の確保策

自転車保険の加入義務化について、自転車の保有実態の把握等が困難であることから、罰則規定は設けませんが、保険加入促進の実効性を確保するため、関係事業者の皆様には各種取組に御協力いただきます。

自転車通勤・通学等を認める 事業者・学校・ 学習塾・各種教室	自転車小売等業者	不動産関連業者 (宅地建物取引業者、 賃貸住宅の管理を業とする者)	駐輪場管理業者
すべて平成30年4月1日から 努力義務			
			
自転車通勤・通学(通所)者に対し、事業者・学校・学習塾等が 保険加入を確認 し、未加入の場合は 保険の情報提供 をしてください。	自転車の販売、整備、修理時に 保険加入を確認 し、未加入の場合は 保険の情報提供 をしてください。	京都市・京都府への転入者等(居住の用に供する建物の取引の相手方、賃貸住宅の借借人)に対し、 保険の情報提供 をしてください。	駐輪場利用者に対して 保険の情報提供 をしてください。